

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等に関するガイドライン

令和3年7月12日  
第81090020-A-20210709-002号

(目的)

第1条 このガイドラインは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「令」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「規則」という。）、国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程（27規程第87号。以下「規程」という。）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における独立行政法人等非識別加工情報に係る提案募集、審査、契約、作成・加工の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて使用する用語の意義は、法、令、規則、規程に定めるところによる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第3条 役職員等は、法第四章の二の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報を作成し、及び提供することができる。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第4条 部門等保護責任者は、当該部門等が保有している個人情報ファイルが規程第2条第17号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、規程第56条に規定する個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第5条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第6条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 当該個人情報ファイルが法第2条第9項第2号（ロに係る部分に限る。）に該当するときは、第10条第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第5条 研究所は、法第44条の4の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から30日以上を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第6条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、研究所に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、別紙様式第1を研究所に提出して行うものとする。

3 前項の書面には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

一 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する別紙様式第2の書面

二 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

三 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている以下の書類

イ 運転免許証

ロ 健康保険の被保険者証

ハ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード

ホ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書

ヘ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

四 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で、提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

五 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため研究所が適当と認める書類

4 代理人によって提案をする場合にあっては、別紙様式第1に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。この場合において、前項の規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

(欠格事由)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関個人情報保護法、の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

- 五 第16条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 六 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により同法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 七 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査基準）

第8条 研究所は、提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 提案をした者が前条に定める欠格事由のいずれにも該当しないこと。
  - 二 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が千人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
  - 三 独立行政法人等非識別加工情報の作成にあつての特定される加工の方法が第12条第1項の基準に適合するものであること。
  - 四 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的、方法、事業の内容が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
  - 五 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供しようとする期間が、その利用の目的及び方法その他事業の内容からみて必要な期間を超えないものであること。
  - 六 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に研究所の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 研究所は、前項の規定により審査した結果、第6条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、別紙様式第3により、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 第11条の規定により研究所との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
  - 二 前号に掲げるもののほか、規則第8条2項で定める以下の事項
    - ① 納付すべき手数料の額
    - ② 手数料の納付方法
    - ③ 手数料の納付期限
    - ④ 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
- 3 研究所は、第1項の規定により審査した結果、提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、別紙様式第4により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（審査の体制）

第9条 前条による審査は、当該保有個人情報ファイル簿を管理する部門等及び情報公開・個人情報保護推進室が実施する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第10条 個人情報ファイル簿の記載事項に独立行政法人等情報公開法第14条第1項の規定に基づき、意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある独立行政法人等非識別加工情報の提案については、独立行政法人等非識別加工情報の作成にあたって、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 一 提案の年月日
- 二 提案に係る保有個人情報ファイルの記録項目
- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 個人情報ファイル簿の記載事項に独立行政法人等情報公開法第14条第2項の規定に基づき、意見書の提出機会が与える必要がある旨の記載がある独立行政法人等非識別加工情報の提案については、独立行政法人等非識別加工情報の作成に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 一 開示請求の年月日
- 二 独立行政法人等情報公開法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 三 提案に係る保有個人情報ファイルの記録項目
- 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなすものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第11条 第8条第2項の規定による通知を受けた者は、研究所との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

2 前項の規定による契約は別紙様式第5を研究所に提出してしなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第12条 役職員等は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして以下に定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に研究所において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

- 四 特異な情報を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
  - 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と、当該保有個人情報等を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該保有個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること
- 2 前項の規定は、研究所から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第13条 部門等保護責任者は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報の概要として独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目
- 二 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第1項の提案をすることができる期間

（作成された独立行政法人等非識別加工情報とその用に供して行う事業に関する提案等）

第14条 独立行政法人等非識別加工情報とその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、研究所に対し、当該事業に関する提案をすることができる。第11条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報とその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の提案は、別紙様式第6を研究所に提出して行うものとする。

3 第6条第3項及び第4項、第7条、第8条並びに第11条の規定は、前項の提案について準用する。

この場合において以下のとおり読み替えるものとする。

- イ 第8条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前三号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替える。
- ロ 第8条第2項中「別紙様式第3」とあるのは「別紙様式第7」と、第8条第3項中「別紙様式第4」とあるのは「別紙様式第8」と読み替える。

（手数料）

第15条 第11条及び第14条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、別紙に定める手数料を納めなければならない。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除）

第16条 研究所は、第11条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

- 二 第7条各号（第14条第3項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第17条 部門等保護責任者は、当該部門等における独立行政法人等非識別加工情報、削除情報並びに第12条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために以下の各号に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
  - 二 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
  - 三 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること
- 2 前項の規定は、研究所から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第18条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する役職員等又はこれらの職にあった者
- 二 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

改訂履歴

改訂日	改訂内容
平成29年10月18日	初版
令和元年4月1日一部改訂	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第2号）の改正等に伴う改訂
令和3年7月12日一部改訂	行政機関非識別加工情報の提供の取扱いに関する事務対応ガイドの改正等に伴う改訂（令和2年12月一部改正）に伴う改訂





別紙（第15条関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する手数料

1. 非識別加工情報の提案を行った者が利用契約締結時に納める手数料

法第44条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）
- (2) 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
- (3) 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2. 作成された非識別加工情報の利用に関する手数料

法第44条の13第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ以下に定める額とする。

- (1) 次の(2)に掲げる者以外の者 法第44条の9の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第44条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第44条の9（法第44条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口受領  郵送

## 記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、各独立行政法人等のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足る事項」には、独立行政法人等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する口のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓約書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の  
氏名を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律  
の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約しま  
す。

・ 第44条の5第3項  
・ 第44条の12第2項において  
準用する第44条の5第3項

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審査結果通知書

（提案者）様

国立研究開発法人産業技術総合研究所 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

（独立行政法人等）との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

第 号  
年 月 日

審査結果通知書

（提案者）様

国立研究開発法人産業技術総合研究所 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項第号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙様式第5（第11条第2項関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

・第44条の9

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の12 第2項で準用する第44条の9

の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則別紙様式第三（第8条第1項関係）により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙様式第6（第14条第2項関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

・第44条の12 第1項前段

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

の規定

・第44条の12 第1項後段

により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口受領  郵送



## 記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する口のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 号  
年 月 日

審査結果通知書

（提案者）様

国立研究開発法人産業技術総合研究所 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12 第2項で準用する第44条の7 第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

（独立行政法人等）との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 号  
年 月 日

審査結果通知書

（提案者） 様

国立研究開発法人産業技術総合研究所 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。